

# 令和5年度世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」ブックカバー広告実施業務委託 仕様書

## 1 事業の目的

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」を素材とするブックカバーを制作し、大都市圏等の書店で書籍購入者等に提供することにより、明治日本の産業革命遺産の認知度向上と登録10周年に向けた機運醸成を図る。

## 2 履行期限

令和6年3月29日（金）

## 3 業務委託内容

### (1) ブックカバー制作

#### ① デザイン

ア デザイン制作は受託者が行うものとし、委託者に対しデザインを2案以上提示すること。委託者は提示案をもとに、受託者との協議の上、デザインを1点決定する。

イ デザイン作成に当たっては、委託者が提供する所定の画像等（9（10）のとおりに）を使用すること。

このうち「必須」とある画像等は、デザインに必ず使用すること。「その他」とある画像等の使用は任意とする。

ウ 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の魅力を引き出し、愛着を持って使用ができるデザインとすること。

（例）「明治日本の産業革命遺産」を知らない人でも興味関心を喚起するようなデザイン

エ データでのデザイン校正を5回程度行った後、現物に印刷した色調の校正を2回程度行い、委託者及び納品先書店の承認を得ること。

オ 文庫サイズ（370mm×156mm）、新書サイズ（370mm×180mm）どちらでも使用可能なデザインとすること。

#### ② 規格

ア 印刷紙のサイズは375mm×265mm程度（文庫・新書サイズ両用）とすること。

イ ブックカバーの左右上下に5mm程度の線を付け、その線に沿って折ることで、文庫サイズ及び新書サイズとして使用できるようにすること。

ウ 印刷紙はマットコート紙70kg、印刷色は4色フルカラーとすること。

#### ③ 部数

書店への配布部数は合計100,000部とすること。

### (2) 書店へのブックカバー納品等

① 納品先書店は、東京都23区内、大阪市内に立地する等、多くの利用者が見込める書店を候補とすること。

- ② 納品先書店，納品部数及び各書店でのブックカバー提供期間については，事前に受託者が委託者に一覧を提示し，協議の上決定すること。
- ③ 受託者は②の決定に基づき，各書店にブックカバーを納品すること。
- ④ 受託者は，納品されたブックカバーを書籍購入者に提供するように，各書店に指示すること。
- ⑤ 受託者は，ブックカバー提供期間中に各書店に簡易的に実施状況を聞き取り，委託者に報告すること。

(聞き取り項目の例)

- ・ ブックカバー提供開始日，終了日
- ・ ブックカバーを入手した客や書店員の評価など

## 6 事業完了の報告等

全ての業務終了後，速やかに委託業務一切を記録した報告書（5(2)⑤の聞き取り結果，改善点，要望等含む）を作成するものとし，作成した報告書は，本事業の実績報告時に電子データで提出すること。

## 7 成果物

受託事業者が提出すべき成果物は下記のとおりとする。

- (1) 実施状況を確認できる写真データ
- (2) ブックカバーデータ一式（PDF又はJPG形式）

## 8 成果物の提出先

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局  
(鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室)

## 9 その他

- (1) 受託者は，契約締結後，速やかに委託者と業務内容及びスケジュール等に係る打合せを行うこと。

また，業務実施状況について，委託者と随時報告及び打合せを行うこと。

- (2) 委託者が受託者に提供する画像等の著作権は，委託者に帰属する。
- (3) 委託者は，契約締結日に受託者が次のア・イ・ウのいずれの規定も遵守することを書面で委託者に届け出た場合，委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を受託者から譲り受けないものとする。

ア 受託者は，委託業務において作成したコンテンツに係る知的財産権については，遅滞なく，その種類その他の情報を委託者に報告する。

イ 受託者は，委託者が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には，無償で当該コンテンツを利用する権利を委託者に許諾する。

ウ 受託者は，当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ，かつ，当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認

められない場合において、委託者が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

- (4) 委託者は、受託者が(3)で規定する書面を提出しない場合、受託者から当該知的財産権（著作権については、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。次項において同じ。）を譲り受けるものとする。
- (5) 受託者は、(3)の書面を提出したにもかかわらず(3)ア・イ・ウの規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと委託者が認める場合、当該知的財産権を無償で委託者に譲り渡さなければならない。
- (6) 本業務で使用する文章、図版等はすべて委託者内での利用が可能なものに限る。著作権法上、当該条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (7) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。
- (8) 業務を履行するに際して、必要な経費についてはすべて受託者の負担とする。
- (9) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議の上決定するものとする。
- (10) 3 (1)①イの「委託者が提供する所定の画像等」は下記のとおりとする。

※必須（デザインに必ず使用するもの）

種類	提供するデータ	説明
画像		メディアプラットフォーム note 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会公式アカウント URL
テキスト例	世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」短編ミステリー小説公開中	上の QR コードに付記し、ミステリー小説が公開中であることを周知する文言を入れること

※その他（デザインに任意で使用できるもの）

種類	提供するデータ	説明
テキスト例	世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」短編ミステリー小説、note にて新作随時公開中	新作が随時公開予定であることを周知する文言
	世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」フォトコンテスト入賞作品	フォトコンテストの入賞作品を周知する文言

種類	提供するデータ	説明
画像		<p>令和4年度フォトコン入賞作品サイト URL</p>
	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  </div> <div style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <div style="width: 50%; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>ほか</p> </div> </div>	<p>上記フォトコン URL に掲載されている作品 (いずれも使用可)</p> <p>なお, 本年 12 月中旬に, 上記 URL にて令和 5 年度フォトコン入賞作品を発表予定 (いずれも使用可)</p>